

## 議案第 8 1 号 三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）等の一部を改正する法律について、令和 6 年 12 月 2 日を施行期日とする政令が公布されたことにより、現行の被保険者証の交付は同日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。

これに伴い、手続き等の事務に変更が生じることから、三田市国民健康保険条例の所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の三田市国民健康保険条例には、被保険者証の交付等に関する事務や届出、受診時の療養機関への被保険者証の提示等、被保険者証に関する事項を規定していることから該当する三田市国民健康保険条例の一部に改正の必要が生じたもの。

なお、被保険者証の交付の廃止に伴う資格確認書の交付等の諸手続き等については、令和 6 年 8 月 30 日に公布された国民健康保険法施行規則に規定されていることから、重複する条例規定は削除いたします。

### 2 対象条文

三田市国民健康保険条例

第 5 条（被保険者証の交付）	}	削除
第 6 条（被保険者証の再交付及び返還）		
第 7 条（届出等）		
第 8 条（被保険者証の提出）		
第 17 条（罰則）		一部改正

### 3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日